

さわやか子育て出産奨励金について

さわやか子育て出産奨励金支給制度は、次代をになう児童の出産を奨励し、すこやかに成長することを祝福するため支給されます。なお、手当を受けるには申請が必要です。

※平成 29 年 4 月 1 日以後の出生に係る奨励金より、受給資格、支給の時期が変わりました。

受給資格

対象児童の父及び母が次のいずれにも該当する場合

- ・坂東市に 1 年以上住んでいること
- ・坂東市に住所を有する 2 人以上の児童を養育していること
- ・市税等(市税・国保税・上下水道料金・保育料・放課後児童クラブ負担金)に滞納のない世帯であること(生計同一世帯のかたを含む)

※児童とは、出生の日から 18 歳に達する最初の 3 月 31 日までにある児童をいいます。

奨励金の額

第 3 子以上 1 人につき 50 万円支給します。

【第 1 次支給】 出産後 1 年経過後に 20 万円

【第 2 次支給】 3 年経過後に 10 万円

【第 3 次支給】 5 年経過後に 20 万円

※ 3 回に分けての支給となります。



支給の申請

支給時期ごとに申請が必要です。

子育て支援課に申請用紙がありますので、必要事項を記入のうえ申請してください。

第 2 次支給・第 3 次支給については、対象のかたにお知らせや申請書を送付します。

■お問合せ 子育て支援課 内線 1162

20 年後の自分にメッセージ

タイムカプセルを埋設しました



3 月 22 日、市内小・中学生が書いた「20 年後の未来の自分に向けたメッセージ」などを収めたタイムカプセルの埋設セレモニーが、市庁舎敷地内で行われました。

新庁舎開庁と圏央道の坂東インターチェンジ(I C)開通を記念したもので、市内小・中学生の手紙のほか、圏央道開通プレイベントに参加したみなさんが書いた手紙や東日本大震災で被災した旧岩井庁舎・現在の坂東 I C 周辺の写真、新庁舎建設関連資料などがカプセルに収められました。

それぞれの想いを込めた手紙は、2037 年 3 月 22 日に取り出し、みなさんの手元にお送りします。